

期日指定定期預金規定

令和元年 10 月 1 日現在

1. 預金の支払い時期等

- (1) この預金は次に定める満期日以後に支払いします。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳・証書記載の据置期間満了の日。自動継続扱いで継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 自動継続扱いで継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 自動継続扱いで継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

2. 自動継続

- (1) 自動継続扱いは、通帳・証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は999回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭に表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳・証書記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、指定口座へ振替または元金へ組入れます。

 - ① 1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」利率
 - ② 2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。
- (3) この預金の満期日以後（自動継続扱いについては継続を停止した場合における満期日以後）の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×90%

ただし、②から⑥については、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 一部解約

この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳式の場合は通帳、証書式の場合は証書とともに提出してください。

以上